



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年10月10日金曜日 第652号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 新たな土地改良事業の施行の認可……………（中予地方局農村整備第一課）… 828
- 道路の区域変更（一般国道 317 号）……………（中予地方局管理課）… 828
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 828
- 落札者等の告示……………（教育総務課施設厚生室）… 829

監 査 公 表

- 定期監査結果の公表……………（監査事務局）… 829

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、東温市下林下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良

事業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）下林地区）の施行を令和7年9月25日認可した。

令和7年10月10日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

○愛媛県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	317号	松山市宿野町乙166番6から 同町乙76番3まで	旧	メートル 4.0～ 9.9	キロメートル 0.011	
			新	4.0～ 5.4	0.011	
〃	〃	松山市宿野町乙76番3から 同町乙76番4まで	旧	4.4～ 9.8	0.011	
			新	4.4～ 5.4	0.011	

○愛媛県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市宿野町乙166番6から 同町乙76番3まで	令和7年10月10日
〃	〃	松山市宿野町乙76番3から 同町乙76番4まで	〃

○愛媛県告示第903号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年10月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県県立学校学習系W i - F i システム提供業務委託 一式	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年9月29日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見二丁目10番2号	19,440,300円 (月額)	一般競争入札	令和7年8月19日

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月10日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 大 石 豪
同 高 石 淳
同 帽 子 大 輔

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

財務監査

第3 監査の着眼点

- 監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。
- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
 - ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和6年度財務に係る知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会の定期監査を215機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	113	14	127
本庁	67	0	67
地方局	33	0	33
地方機関	13	14	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	30	37	67
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	22	37	59
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	8	8	16
合計	156	59	215

本庁	80	0	80
地方機関（地方局含む）	76	59	135

第5 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
行 政 経 営 課	令和7年8月27日
財 産 活 用 推 進 課	令和7年8月27日
人 事 課	令和7年8月27日
職 員 厚 生 課	令和7年8月27日
私 学 文 書 課	令和7年8月27日
財 政 課	令和7年8月27日
市 町 振 興 課	令和7年9月2日
税 務 課	令和7年9月2日
総 合 政 策 課	令和7年8月29日
地 域 政 策 課	令和7年8月29日
少 子 化 対 策 ・ 男 女 参 画 課	令和7年8月29日
企 画 統 計 課	令和7年8月29日
秘 書 課	令和7年9月5日
広 報 広 聴 課	令和7年9月5日
ス マ ー ト 行 政 推 進 課	令和7年8月18日
デ ジ タ ル シ フ ト 推 進 課	令和7年8月18日
地 域 ス ポ ー ツ 課	令和7年9月3日
競 技 ス ポ ー ツ 課	令和7年8月28日
文 化 振 興 課	令和7年8月20日
ま な び 推 進 課	令和7年8月20日
観 光 国 際 課	令和7年9月2日
自 転 車 新 文 化 推 進 課	令和7年9月2日
県 民 生 活 課	令和7年8月12日
人 権 対 策 課	令和7年8月12日
防 災 危 機 管 理 課	令和7年9月3日
消 防 防 災 安 全 課	令和7年9月3日
原 子 力 安 全 対 策 課	令和7年9月3日
環 境 ・ ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課	令和7年8月28日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和7年8月28日
自 然 保 護 課	令和7年8月28日
保 健 福 祉 課	令和7年8月13日
医 療 対 策 課	令和7年8月13日

医 療 保 険 課	令和7年8月13日
健 康 増 進 課	令和7年8月18日
薬 務 衛 生 課	令和7年8月18日
子 育 て 支 援 課	令和7年8月20日
障 が い 福 祉 課	令和7年8月20日
長 寿 介 護 課	令和7年8月20日
産 業 政 策 課	令和7年9月5日
企 業 立 地 課	令和7年9月5日
労 政 雇 用 課	令和7年9月5日
産 業 創 出 課	令和7年9月2日
産 業 人 材 課	令和7年9月2日
経 営 支 援 課	令和7年9月2日
農 政 課	令和7年8月20日
農 業 経 済 課	令和7年8月20日
食ブランドマーケティング課	令和7年8月20日
農 地 整 備 課	令和7年9月3日
農 産 園 芸 課	令和7年9月3日
畜 産 課	令和7年9月3日
林 業 政 策 課	令和7年8月13日
森 林 整 備 課	令和7年8月13日
全 国 植 樹 祭 推 進 課	令和7年8月13日
漁 政 課	令和7年8月28日
水 産 課	令和7年8月28日
漁 港 課	令和7年8月28日
土 木 管 理 課	令和7年9月3日
用 地 課	令和7年9月3日
河 川 課	令和7年9月5日
港 湾 海 岸 課	令和7年9月5日
砂 防 課	令和7年9月5日
道 路 建 設 課	令和7年8月18日
道 路 維 持 課	令和7年8月18日
都 市 計 画 課	令和7年8月18日
都 市 整 備 課	令和7年8月12日
建 築 住 宅 課	令和7年8月12日
出 納 局	令和7年8月12日
人 事 委 員 会 事 務 局	令和7年8月12日
議 会 事 務 局	令和7年8月12日
監 査 事 務 局	令和7年9月5日
労 働 委 員 会 事 務 局	令和7年8月12日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 職員が議事堂地下駐車場のカーリフトを使用して車高の高い公用車を出庫する際に、公用車の上部がカーリフトの出入口上部に接触して

公用車を毀損する事故が発生（1件）し、県に多額の損害（592,689円）を与えたことから、職員に注意を喚起し再発防止を徹底された。

（財産活用推進課）

- 企業誘致広報ツールリニューアル業務委託契約について、予算編成時と業務内容に大幅な変更があったにもかかわらず、予算額に基づいて予定価格を設定しており、設定方法が不適正であった。

（企業立地課）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和7年7月17日
今 治 支 局	令和7年7月14日、 令和7年7月17日
健 康 福 祉 環 境 部	令和7年7月17日
四 国 中 央 保 健 所	令和7年7月17日
農 林 水 産 振 興 部	令和7年7月9日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和7年7月9日
建 設 部	令和7年7月17日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	令和7年7月17日
今 治 土 木 事 務 所	令和7年7月14日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	令和7年7月17日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	令和7年7月17日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和7年7月14日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	令和7年7月14日
出 納 室	令和7年7月17日
(監査の結果)	
第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であった。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和7年7月25日
健 康 福 祉 環 境 部	令和7年7月25日
農 林 水 産 振 興 部	令和7年7月25日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和7年7月25日
建 設 部	令和7年7月25日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	令和7年7月25日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 公用車による出張に当たり、あらかじめ公費で購入したフェリー乗

船用の車両回数券を出張する職員に使用させているが、有効期限を超過して使用している事例が2件認められたので、適切な改善措置を講じられたい。

(農林水産振興部)

- 2 職員の不注意により公用車による事故が発生(4件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和7年7月22日
八 幡 浜 支 局	令和7年7月16日、 令和7年7月22日
健 康 福 祉 環 境 部	令和7年7月22日
農 林 水 産 振 興 部	令和7年7月22日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和7年7月16日
建 設 部	令和7年7月22日
大 洲 土 木 事 務 所	令和7年7月16日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	令和7年7月16日
西 予 土 木 事 務 所	令和7年7月16日
愛 南 土 木 事 務 所	令和7年7月22日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	令和7年7月22日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	令和7年7月22日
出 納 室	令和7年7月22日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による事故が発生(4件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部)

- 2 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があったほか、県に多額の損害(1,031,135円)を与えた。

(建設部(大洲土木事務所))

- 3 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部(八幡浜土木事務所))

- 4 職員の不注意により公用車による事故が発生(4件)し、当該車両の毀損があった。

(建設部(西予土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
研 修 所	令和7年5月7日
東 京 事 務 所	令和7年5月7日
総 合 科 学 博 物 館	令和7年5月7日

歴 史 文 化 博 物 館	令和7年5月7日
美 術 館	令和7年4月18日
消 防 学 校	令和7年5月7日
消 費 生 活 セ ン タ ー	令和7年5月7日
原 子 力 セ ン タ ー	令和7年5月7日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	令和7年5月16日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和7年5月15日
南 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和7年5月28日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	令和7年5月28日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	令和7年5月28日
衛 生 環 境 研 究 所	令和7年4月17日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	令和7年5月7日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	令和7年4月17日
え ひ め 学 園	令和7年5月7日
計 量 検 定 所	令和7年5月16日
産 業 技 術 研 究 所	令和7年5月7日、 令和7年5月12日、 令和7年5月15日、 令和7年5月16日
新 居 浜 産 業 技 術 専 門 校	令和7年5月7日
愛 媛 中 央 産 業 技 術 専 門 校	令和7年5月7日
宇 和 島 産 業 技 術 専 門 校	令和7年5月28日
大 阪 事 務 所	令和7年5月7日
病 害 虫 防 除 所	令和7年5月7日
農 業 大 学 校	令和7年5月7日
農 林 水 産 研 究 所	令和7年5月7日、 令和7年5月12日、 令和7年5月14日、 令和7年5月28日
家 畜 病 性 鑑 定 所	令和7年4月17日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、当該車両の毀損があった。

(福祉総合支援センター)

- 2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害(1,240,460円)を与えた。

(農林水産研究所(畜産研究センター))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和7年8月22日
社 会 教 育 課	令和7年8月22日
文 化 財 保 護 課	令和7年8月22日
保 健 体 育 課	令和7年8月22日
義 務 教 育 課	令和7年8月13日

高 校 教 育 課	令和7年8月13日
人 権 教 育 課	令和7年8月13日
特 別 支 援 教 育 課	令和7年8月13日
中 予 教 育 事 務 所	令和7年5月12日
東 予 教 育 事 務 所	令和7年5月7日
南 予 教 育 事 務 所	令和7年5月14日
総 合 教 育 セ ン タ ー	令和7年5月7日
図 書 館	令和7年4月18日
川 之 江 高 等 学 校	令和7年2月25日
三 島 高 等 学 校	令和7年1月23日
土 居 高 等 学 校	令和7年1月23日
新 居 浜 東 高 等 学 校	令和7年1月24日
新 居 浜 西 高 等 学 校	令和7年1月24日
新 居 浜 南 高 等 学 校	令和7年2月25日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
西 条 高 等 学 校	令和7年2月25日
西 条 農 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
小 松 高 等 学 校	令和7年2月25日
東 予 高 等 学 校	令和7年2月25日
丹 原 高 等 学 校	令和7年2月25日
今 治 西 高 等 学 校	令和7年2月4日
今 治 南 高 等 学 校	令和7年2月25日
今 治 北 高 等 学 校	令和7年2月4日
今 治 工 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
弓 削 高 等 学 校	令和7年2月25日
北 条 高 等 学 校	令和7年2月25日
松 山 東 高 等 学 校	令和7年2月25日
松 山 南 高 等 学 校	令和7年2月25日
松 山 北 高 等 学 校	令和7年2月25日
松 山 中 央 高 等 学 校	令和7年2月25日
松 山 工 業 高 等 学 校	令和7年1月23日
松 山 商 業 高 等 学 校	令和7年1月23日
東 温 高 等 学 校	令和7年2月25日
上 浮 穴 高 等 学 校	令和7年2月17日
伊 予 農 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
伊 予 高 等 学 校	令和7年2月25日
大 洲 高 等 学 校	令和7年2月3日
大 洲 農 業 高 等 学 校	令和7年1月30日
長 浜 高 等 学 校	令和7年2月25日
内 子 高 等 学 校	令和7年2月25日
八 幡 浜 高 等 学 校	令和7年2月25日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	令和7年2月25日
川 之 石 高 等 学 校	令和7年1月30日
三 崎 高 等 学 校	令和7年1月30日
宇 和 高 等 学 校	令和7年2月3日

野 村 高 等 学 校	令和7年2月3日
宇 和 島 東 高 等 学 校	令和7年2月25日
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	令和7年2月25日
吉 田 高 等 学 校	令和7年2月25日
北 宇 和 高 等 学 校	令和7年2月25日
南 宇 和 高 等 学 校	令和7年2月25日
今 治 東 中 等 教 育 学 校	令和7年2月25日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	令和7年2月25日
宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	令和7年2月25日
松 山 盲 学 校	令和7年2月25日
松 山 聾 学 校	令和7年2月4日
し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	令和7年1月23日
み な ら 特 別 支 援 学 校	令和7年1月23日
今 治 特 別 支 援 学 校	令和7年2月25日
宇 和 特 別 支 援 学 校	令和7年2月25日
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	令和7年1月24日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であった。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

警 察 本 部	令和7年8月22日
四 国 中 央 警 察 署	令和7年2月20日
新 居 浜 警 察 署	令和7年2月25日
西 条 警 察 署	令和7年2月20日
西 条 西 警 察 署	令和7年2月25日
今 治 警 察 署	令和7年2月19日
伯 方 警 察 署	令和7年2月25日
松 山 東 警 察 署	令和7年2月19日
松 山 西 警 察 署	令和7年2月25日
松 山 南 警 察 署	令和7年2月19日
久 万 高 原 警 察 署	令和7年2月17日
伊 予 警 察 署	令和7年2月17日
大 洲 警 察 署	令和7年2月25日
八 幡 浜 警 察 署	令和7年2月17日
西 予 警 察 署	令和7年2月25日
宇 和 島 警 察 署	令和7年2月25日
愛 南 警 察 署	令和7年2月25日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により警察車両による事故が発生（6件）し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損があった。

（警察本部）

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生（2件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（2,801,251円）を与えた。

（四国中央警察署）

3 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。

（松山西警察署）

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生（7件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（松山南警察署）

5 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方工作物の毀損（うち公用車1台は廃車予定）があった。

（宇和島警察署）

6 職員の不注意により警察車両による事故が発生（3件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害（790,280円）を与えた。

（愛南警察署）